

# おくやみ手続きの ご案内

## 「ご遺族支援コーナー」ご利用ハンドブック

### ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族さまのご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますと共に、ご冥福をお祈りいたします。

お亡くなりになられたことに伴い、ご遺族さまには、今後、多岐にわたる手続きが生じることと存じます。

秋田市では、ご遺族さまのご負担を軽減するため、市役所内で必要となる手続きをワンストップでおこなう「ご遺族支援コーナー」を設置いたしました。

このコーナーでは、事前にご予約いただくことで必要な手続きをあらかじめ特定し、手続きにかかる時間を短縮いたします。また、市役所以外の様々な手続きについても、適切な窓口等をご紹介しますほか、相続等のご相談が必要なかたには、本市の専門相談（法律、司法書士相談等）等をご案内いたします。

大切なかたを亡くされたご遺族さまのための総合的な窓口としてご活用ください。

### 秋田市

※このハンドブックは、「ご遺族支援コーナー」の利用方法のほか、市役所での手続きおよび市役所以外の一般的な手続きについて掲載しています。

# 「ご遺族支援コーナー」を利用されるかたへ

## ● 利用手順

### 手順 1

- ご利用の際は専用電話にお電話ください（予約制）。  
ご予約は希望日の3日前まで（土・日・祝日を除く）

☎ 018-888-5719

（予約受付時間は、平日午前9時～正午、午後1時～午後4時30分）

※あらかじめ必要な手続きを特定するため、下記のことについてお伺いします。

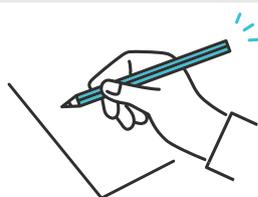
- ① 亡くなられたかたの氏名、生年月日、住所、亡くなられた年月日
- ② 窓口に来られるかたの氏名、生年月日、住所、電話番号、亡くなられたかたとのご関係
- ③ その他、手続きに必要なこと



### 手順 2

- 「ご遺族支援コーナー」事前準備シート（2～3ページ）に必要事項をご記入の上、予約日にお持ちください。
- このハンドブックをお読みいただき、当日お持ちいただくもの等をご確認ください。（4～15ページ）

※ご遺族支援コーナーでは、「ご遺族支援コーナーで手続き可」と書かれた項目の手続きを行うことができます。



### 手順 3

- 予約日時に市役所本庁舎1階36番窓口「ご遺族支援コーナー」までお越しください。
- 戸籍証明が必要な場合、本籍地が秋田市のかたは26ページ、本籍地が秋田市外のかたは28ページにご記入の上、予約日にお持ちください。  
注：「戸籍証明の取得に関する注意事項」（27ページ）をご確認ください。  
：戸籍証明の請求にあたり、委任状（31ページ）が必要な場合があります。
- ご遺族支援コーナーでは、各種手続きのほか、亡くなられたことに伴う相続や金銭問題等、ご遺族さまが抱える様々な悩みについて解決を支援します。お気軽にご相談ください。
- 手続きの内容によっては、担当課の窓口をご案内する場合があります。



## 「ご遺族支援コーナー」を利用されないかたへ

- 亡くなられたかたに関する各種手続きは、「ご遺族支援コーナー」を利用せずに各担当課の窓口でも行うことができます（予約不要）。
- 亡くなられたことで必要となる一般的な手続きや必要書類、窓口については、「秋田市暮らしの手続きガイド」でもご確認いただけます。右記のQRコードからアクセスしてご覧ください（秋田市ホームページからもアクセスできます）。

<https://ttzk.graffer.jp/city-akita>



# 「ご遺族支援コーナー」事前準備シート

円滑な窓口対応のため、あらかじめ、この事前準備シートにご記入の上、予約日にお持ちください。

「ご遺族支援コーナー」 は事前予約制です。	予約 月日	月 日 ( )						
	予約 時間	<input type="checkbox"/>						
		9時00分	10時00分	10時30分	13時00分	14時00分	14時30分	16時00分

## 1 亡くなられたかたの情報

フリガナ		生年月日	大・昭・平・令
氏名			年 月 日
住所	〒 ー		
亡くなられた 年月日	令和 年 月 日		

## 2 届出されるかたの情報(窓口に来られるかた)

フリガナ		生年月日	大・昭・平・令
氏名			年 月 日
住所	亡くなられたかたの住民登録地と同じ場合は記入不要です。 〒 ー		
電話番号		亡くなられたかたからみた続柄	

## 3 世帯主変更により新たに世帯主となるかたの情報

2の届出されるかたと同じ場合は記入不要です。

フリガナ		生年月日	大・昭・平・令
氏名			年 月 日

裏面も記入してください。

#### 4 葬祭費を申請されるかたの情報(葬儀を行ったかた)

亡くなられたかたが国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者の場合は記入してください。

フリガナ		生年月日	大・昭・平・令		
氏名			年	月	日
住所	〒 ー				
電話番号	亡くなられたかたからみた続柄				
振込先 金融機関名	銀行・労金・金庫			本店 支店	店番
	農協・信金・信組				
預金種別 口座番号	普通・当座				←右詰めで記入してください
(フリガナ) 口座名義					

#### 5 相続人代表のかたの情報(給付や保険料等還付の受取、各種通知書の送付先)

お手続きの種類により、受け取られるかたが違う場合は窓口でお申し出ください。

※4の葬儀を行ったかたと同じ場合は記入不要です。

※相続人がいない場合は、氏名欄にその旨(相続人なし)を記入してください。

フリガナ		生年月日	大・昭・平・令		
氏名			年	月	日
住所	〒 ー				
電話番号	亡くなられたかたからみた続柄				
振込先 金融機関名	銀行・労金・金庫			本店 支店	店番
	農協・信金・信組				
預金種別 口座番号	普通・当座				←右詰めで記入してください
(フリガナ) 口座名義					

※お手続きの内容によっては、窓口で別途申請書等にご記入をお願いする場合があります。

## 「ご遺族支援コーナー」にお持ちいただくもの

ご来庁の際には、下記のうち、該当するものをお持ちください。

なお、各手続きごとに必要なものについては、次ページ以降をご確認ください。

### 窓口に来られるかたのもの

<input checked="" type="checkbox"/>	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/>	「ご遺族支援コーナー」事前準備シート (2～3 ページを記入したうえで切り離さずにハンドブックごとにお持ちください。)
<input type="checkbox"/>	窓口に来られるかたの本人確認ができるもの(写真付き) ※写真付きのものがない場合は保険証や年金手帳等公的機関が発行したもの2点
<input type="checkbox"/>	葬儀を行ったかたや相続人代表のかたの振込口座がわかるもの(通帳の見開きページ等)
<input type="checkbox"/>	市税等の引落口座の変更を行う場合は新たな引落口座の預貯金通帳と届出印

### 亡くなられたかたのもの (以下の受給者証、手帳等をお持ちの場合は、当日お持ちください。)

※所持していたか不明の場合や、受給者証、手帳等が見当たらない場合は、窓口でその旨お伝えください。

<input checked="" type="checkbox"/>	証、手帳等名称	参照 ページ	<input checked="" type="checkbox"/>	証、手帳等名称	参照 ページ
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証	5	<input type="checkbox"/>	障がい児(者)の福祉医療費受給者証	8
<input type="checkbox"/>	国民健康保険高齢受給者証	5	<input type="checkbox"/>	自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証	8
<input type="checkbox"/>	国民健康保険限度額適用認定証	5	<input type="checkbox"/>	福祉特別乗車証(バス券) (身体障害者手帳、療育手帳)	8
<input type="checkbox"/>	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	5	<input type="checkbox"/>	身体障がい者(通院用)タクシー利用券	8
<input type="checkbox"/>	国民健康保険特定疾病療養受療証	5	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス等受給者証	8
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証	5	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳	8
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	5	<input type="checkbox"/>	自立支援医療(精神通院医療)受給者証	8
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療限度額適用認定証	5	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当証書	8
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療特定疾病療養受療証	5	<input type="checkbox"/>	福祉特別乗車証(バス券) (精神障害者保健福祉手帳)	8
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	7	<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)受給者証	8
<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証	7	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書	10
<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証	7	<input type="checkbox"/>	子ども(ひとり親家庭等児童)の「福祉医療費受給者証」	10
<input type="checkbox"/>	社会福祉法人利用者負担軽減確認証	7	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証	11
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	8	<input type="checkbox"/>	在宅子育てサポートクーポン券	11
<input type="checkbox"/>	療育手帳	8	<input type="checkbox"/>	ファミリー・サポート・センター会員証	11
			<input type="checkbox"/>	その他、市から交付された証書等	—

# 各種手続き・担当課のご案内

## 健康保険・年金関係

### ◆健康保険

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課	
健康 保 険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入しているかた、または国民健康保険に加入しているかたがいる世帯主のかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動届</li> <li>・葬祭費支給申請</li> <li>・送付先変更届</li> <li>・高額療養費支給申請※1</li> <li>・被保険者証、認定証等の返還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の国民健康保険被保険者証</li> <li>・同じ世帯のかたのマイナンバー確認書類</li> <li>・葬祭を行ったかた(喪主)の氏名と葬祭日が確認できるもの(葬儀日程、領収書、新聞のおくやみ欄など)</li> <li>・葬祭を行ったかた(喪主)の口座がわかるもの</li> </ul> <p>※1 高額療養費支給申請手続きについては、ご案内のみとなります。</p>	国保年金課 (1階) ☎ 018-888-5630 ご遺族支援コーナーで手続き可
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入しているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭費支給申請</li> <li>・高額療養費支給申請</li> <li>・保険料過誤納還付金</li> <li>・保険証、認定証等の返還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられたかたの後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・葬儀を行ったかたおよび葬祭日が確認できるもの(会葬礼状や新聞のおくやみ欄等)</li> <li>・葬儀を行ったかたの口座がわかるもの</li> </ul>	後期高齢医療課 (1階) ☎ 018-888-5638 ご遺族支援コーナーで手続き可
	<input type="checkbox"/>	協会けんぽに加入しているかた	勤務先または全国健康保険協会にお問い合わせください。(P.17 参照)		
	<input type="checkbox"/>	組合健保に加入しているかた	各組合にお問い合わせください。		
	<input type="checkbox"/>	共済組合に加入しているかた	各共済組合にお問い合わせください。		

◆年金

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金のみを受給しているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡の届出</li> <li>・未支給年金請求 ※2</li> <li>・遺族基礎年金請求</li> </ul>	秋田年金事務所または「ねんきんダイヤル」(P.17 参照)にお問い合わせください。	国保年金課 国保年金資格担当 (1階) ☎ 018-888-5633	
	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入しているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡の届出</li> <li>・遺族基礎年金請求</li> <li>・死亡一時金請求</li> <li>・寡婦年金請求</li> </ul>			※2 老齢基礎年金の未支給年金請求の手続きは、秋田年金事務所で行います。
	<input type="checkbox"/> 厚生年金を受給しているかた	秋田年金事務所にお問い合わせください。(P.17 参照)			
	<input type="checkbox"/> 企業年金を受給しているかた	各企業年金基金等または企業年金連合会にお問い合わせください。(P.17 参照)			
	<input type="checkbox"/> 共済年金を受給しているかた	各共済組合にお問い合わせください。			
	<input type="checkbox"/> 恩給を受給しているかた	総務省恩給相談室にお問い合わせください。(P.17 参照)			
	<input type="checkbox"/> 農業者年金に加入しているかた、または受給しているかた	農協の各支店窓口または農業委員会事務局(4階) ☎ 018-888-5796 にお問い合わせください。			
	<input type="checkbox"/> 議員年金(市議会)を受給しているかた	議会事務局総務課(5階) ☎ 018-888-5782 にお問い合わせください。			

## 福祉関係(介護保険・高齢者)

### ◆介護保険

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
介護保険	<input type="checkbox"/> 65歳以上のかた または要介護・要 支援認定等を受け ているかた	・被保険者証、認定証等の 返還	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 ・社会福祉法人利用者負担軽減 確認証	介護保険課 (2階) ☎018- 888-5675  ご遺族支援コーナー で手続き可
	<input type="checkbox"/> 高額介護サービス 費を受給している かた	・受取口座の名義変更 ・郵送先変更届	・相続人の口座番号がわかるもの	

### ◆高齢者

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
高齢者	<input type="checkbox"/> 認知症等高齢者事 前登録をされてい るかた	・廃止手続き	・担当課または 地域包括支援センターにお問 い合わせください。	長寿福祉課 (2階) ☎018- 888-5666
	<input type="checkbox"/> 在宅サービスを受 けられているかた			
	<input type="checkbox"/> 高齢者コインバス 「シニアアキカ」を お持ちのかた	・ICカードシニアアキカの 返還手続き	・担当課または 秋田中央交通 ☎018-823-7731 (秋田営業所)にお問い合わせ ください。	

## 福祉関係(障がい)

### ◆障がい

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証、自立支援医療(更生医療、育成医療)受給者証、福祉特別乗車証(バス券)〈身体障害者手帳、療育手帳〉、身体障がい者(通院用)タクシー利用券、障害福祉サービス等受給者証をお持ちのかた	・返還手続き	・受給者証等	障がい福祉課 (1階) ☎ 018-888-5663 ご遺族支援コーナー で手続き可
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳をお持ちのかた	・身体障害者手帳返還届	・身体障害者手帳	
<input type="checkbox"/>	療育手帳をお持ちのかた	・療育手帳返還届	・療育手帳	
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給しているかた	・死亡届 ・未支払手当請求書	・配偶者または同居家族の振込先の口座情報がわかるもの	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給しているかた	・死亡届	・特別児童扶養手当証書(お持ちのかたのみ) ・新たに受給するかたの手続きは担当課にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の対象児童のかた	・資格喪失届 または ・額改定届	・特別児童扶養手当証書(お持ちのかたのみ)	
<input type="checkbox"/>	福祉医療費を受給しているかた	・福祉医療費支給申請書(現金償還)	・振込先の口座情報がわかるもの ・医療機関等の領収書	
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)受給者証、福祉特別乗車証(バス券)〈精神障害者保健福祉手帳〉、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちのかた	・返還手続き	・手帳(受給者証)等	健康管理課 (保健所) ☎ 018-883-1180 ご遺族支援コーナー で手続き可
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入されているかた	秋田県健康福祉部障害福祉課にお問い合わせください。(P.17 参照)		

障がい

## 税金関係

### ◆ 税金関係

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されているかた	・相続人代表者指定届	・必要なものはありません。	市民税課 個人市民税担当 (2階) ☎ 018-888-5476 ご遺族支援コーナーで手続き可
<input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちのかた	・相続人代表者および現所有代表者指定届 ・共有代表者変更申請	・必要なものはありません。	資産税課 償却資産担当 (2階) ☎ 018-888-5480 ご遺族支援コーナーで手続き可
<input type="checkbox"/>	未登記家屋をお持ちのかた	・未登記家屋の登録名義人異動届出書	・遺産分割協議書または遺産分割届出書もしくは遺言書 ・相続人全員の印鑑証明書 ・戸籍全部事項証明書等(被相続人の出生から死亡までの一連のもの) ・相続人の住民票(秋田市に住所があるかたは不要)	資産税課 家屋担当(2階) ☎ 018-888-5479 ご遺族支援コーナーで手続き可
<input type="checkbox"/>	納税しているかた(納税義務者・納税管理人等)	・振替口座の変更、解約	・納税通知書または領収書 ・新たに申し込みされるかたの預貯金通帳、通帳届出印	納税課 納税推進担当 (2階) ☎ 018-888-5483 ご遺族支援コーナーで手続き可
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車をお持ちのかた	・名義変更、廃車	・標識交付証明書 ・ナンバープレート	市民税課 庶務・税制担当 (2階) ☎ 018-888-5475
<input type="checkbox"/>	軽四輪および二輪(125cc超)をお持ちのかた	課税については、市民税課(2階) ☎ 018-888-5475 までお問い合わせください。名義変更、廃車等については、軽自動車検査協会および運輸支局にお問い合わせください。(P.17 参照)		
<input type="checkbox"/>	普通自動車をお持ちのかた	秋田県総合県税事務所にお問い合わせください。(P.17 参照)		
<input type="checkbox"/>	国税(相続税・所得税等)	税務署にお問い合わせください。(P.17 参照)		

## 子ども関係(児童手当等・福祉医療)

### ◆児童手当

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
児童手当	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している保護者のかた	・未支払請求	・支給対象児童の預貯金通帳	子ども福祉課 給付・支援担当 (2階) ☎ 018-888-5689 ご遺族支援コーナーで手続き可
		<b>【新規】</b> ・受給者の変更(認定請求)	・新たな申請者の預貯金通帳、健康保険証、マイナンバー確認書類	

### ◆児童扶養手当

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している保護者のかた	・受給事由消滅 ・未支払請求	・児童扶養手当証書 ・支給対象児童等の預貯金通帳	子ども福祉課 給付・支援担当 (2階) ☎ 018-888-5690 ご遺族支援コーナーで手続き可
		<b>【新規】</b> ・今後児童を監護するかたの申請(認定請求)	・個別の状況に応じてご案内しますので、担当課にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当支給対象児童のかた	・受給事由消滅 または ・額改定請求(減額)	・児童扶養手当証書	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している保護者で同居親族・配偶者が亡くなられたかた	・支給停止関係消滅 ・受給資格事由の変更 ・認定請求	・児童扶養手当証書		

### ◆福祉医療費受給者証

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
福祉医療費受給者証	<input type="checkbox"/> 未就学児、小中学生および高校生等で福祉医療費助成(マル福)を受給している児童の保護者のかた	<b>【被保険者が亡くなられた場合】</b> ・健康保険証変更の届出	・本人確認書類 ・福祉医療費受給者証 ・児童の新しい健康保険証	子ども福祉課 福祉医療担当 (2階) ☎ 018-888-5691
		<b>【新規】</b> ・ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証交付申請の手続き	・本人確認書類 ・児童の健康保険証 ・ひとり親であることがわかる戸籍全部事項証明書等	
<input type="checkbox"/> 未就学児、小中学生および高校生等で福祉医療費助成(マル福)を受給している児童のかた	・受給者証の返還	・福祉医療費受給者証	子ども福祉課 福祉医療担当 (2階) ☎ 018-888-5691 ご遺族支援コーナーで手続き可	

## 子ども関係(就学援助・特定疾病・子育て)

### ◆就学援助

		対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
就学援助	<input type="checkbox"/>	就学援助認定世帯のかた	・申請内容変更	・担当課にお問い合わせください。	教育委員会 学事課(5階) ☎018-888-5806
	<input type="checkbox"/>	就学援助を申請されるかた	・新規申請	・担当課にお問い合わせください。	

### ◆小児慢性特定疾病医療受給者証

		対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
特定疾病	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのかたが加入している健康保険の被保険者のかた(国保加入世帯の場合は担当課にお問い合わせください)	・受給者証の変更手続き	・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・受給者証に記載の受診者の新しい健康保険証  ※個別の状況により所得・課税証明書が必要な場合がありますので、担当課にお問い合わせください。	子ども健康課(保健所) ☎018-883-1172
	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのかた	・受給者証の返還	・小児慢性特定疾病医療受給者証	子ども健康課(保健所) ☎018-883-1172 ご遺族支援コーナーで手続き可

### ◆在宅子育てサポート事業およびファミリー・サポート・センター

		対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
子育てクーポン券	<input type="checkbox"/>	在宅子育てサポートクーポン券交付対象者(児童)	・資格喪失 ・クーポン券の返還	・在宅子育てサポートクーポン券	子育て相談支援課 子育て支援担当(アルヴェ5階) ☎018-887-5340 ご遺族支援コーナーで手続き可
ファミリー・サポート・センター	<input type="checkbox"/>	ファミリー・サポート・センター利用会員および協力会員	・退会手続き ・会員証の返還	・ファミリー・サポート・センター会員証	

### ◆保育所(園)・幼稚園

		対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
保育所(園)・幼稚園	<input type="checkbox"/>	保育所(園)・幼稚園在園児の保護者のかた	・変更の届出	・担当課にお問い合わせください。	子ども育成課 入所担当(2階) ☎018-888-5692
	<input type="checkbox"/>	保育所(園)・幼稚園在園児	・退所の届出	・担当課にお問い合わせください。	

その他

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課	
浄化槽	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用しているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者変更報告</li> <li>・使用廃止</li> <li>・使用休止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なものはありません。</li> <li>※使用休止の場合は清掃記録(写)が必要です。</li> </ul>	環境保全課 浄化槽担当(3階) ☎ 018-888-5711 ご遺族支援コーナーで手続き可
	<input type="checkbox"/>	市民農園を利用しているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞退手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なものはありません。</li> </ul>	産業企画課 (3階) ☎ 018-888-5722 ご遺族支援コーナーで手続き可
農地	<input type="checkbox"/>	農地を相続されたかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続の届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記完了証</li> </ul>	農業委員会 事務局(4階) ☎ 018-888-5796 ご遺族支援コーナーで手続き可
墓地	<input type="checkbox"/>	市営墓地、合葬墓に埋蔵するかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵届</li> </ul>	【市営墓地の場合】 ・墓地使用許可証 ・埋火葬許可証等 【合葬墓の場合】 ・合葬墓使用許可証 ・埋火葬許可証等	生活総務課 (1階) ☎ 018-888-5624 ご遺族支援コーナーで手続き可
	<input type="checkbox"/>	市営墓地の利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地使用者の変更(墓地承継使用申請)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地使用許可証</li> <li>・死亡の事実が確認できる書類</li> <li>・亡くなられたかたとの関係がわかる戸籍全部(個人)事項証明書等</li> <li>・新しい使用者の住所確認書類</li> </ul>	ご遺族支援コーナーで手続き可
広報あきた	<input type="checkbox"/>	広報あきた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布の停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なものはありませんので、ご遺族支援コーナーに申出いただくか、担当課にご連絡ください。</li> </ul>	広報広聴課 (4階) ☎ 018-888-5471 ご遺族支援コーナーで手続き可
森林	<input type="checkbox"/>	林地を相続されたかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の土地の所有者届出書</li> <li>・土地の位置を示す地図</li> <li>・土地の登記事項証明書等</li> </ul> 担当課で手続きを行ってください。	農地森林整備課 (3階) ☎ 018-888-5739
特別弔慰金	<input type="checkbox"/>	国債(戦没者遺族に対する特別弔慰金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記名変更</li> <li>・償還金受領</li> </ul>	手続きは証券保管証書に記載の郵便局になります。福祉総務課地域福祉推進室(2階) ☎ 018-888-5661 ではご案内のみになります。(P.17 参照)	

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課
市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居されているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去手続き</li> <li>・入居承継手続き</li> <li>・世帯員異動手続き</li> <li>・駐車場返還手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の状況に応じてご案内しますので、右記にお問い合わせください。</li> </ul>	住宅政策課 (4階) ☎ 018-888-5770  手続き先は 秋田県建築住宅センター(秋田アトリオンビル5F) ☎ 018-836-7850
上下水道	<input type="checkbox"/> 水道、下水道を利用しているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名義変更、閉栓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右記にお問い合わせください。</li> </ul>	上下水道局 お客様センター ☎ 018-823-8431
ごみ	<input type="checkbox"/> ごみの自己搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺品整理による一時多量ごみの処分方法について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせください。</li> </ul>	秋田市 総合環境センター ☎ 018-839-4816
犬	<input type="checkbox"/> 飼い犬登録を受けているかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課にお問い合わせください。</li> </ul>	衛生検査課 (保健所) ☎ 018-883-1182
生活衛生営業許可	<input type="checkbox"/> 相続により許可営業者の地位を承継するかた <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品営業</li> <li>・理容所、美容所</li> <li>・クリーニング所</li> <li>・旅館、ホテル業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承継届または廃止届</li> </ul>	事業を引き継ぐ場合は、以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧営業者の戸籍全部事項証明書等、または法定相続情報一覧図(写し)</li> <li>・同意書(相続人全員の同意)</li> </ul> 詳しくは担当課にお問い合わせください。	衛生検査課 (保健所) ☎ 018-883-1181

対象者		主な手続き	必要なもの	担当課	
医療法、 薬機法等関係(施術所、 歯科技工所を含む)	<input type="checkbox"/>	医師、歯科医師、 その他医療従事者	・籍(名簿)登録抹消(消除)申請書  添付書類：死亡診断書(死体検案書)の写しまたは戸籍全部(個人)事項証明書、当該免許証	保健総務課 (保健所) ☎ 018-883-1170	
	<input type="checkbox"/>	個人開設の診療所、 助産所の開設者	・診療所開設者死亡(失そう)届 (設置している場合はエックス線装置廃止届) ・助産所開設者死亡(失そう)届  添付書類：死亡診断書(死体検案書)の写しまたは戸籍全部事項証明書		
	<input type="checkbox"/>	個人開設の薬局、 毒物劇物販売業、 医療機器販売業の 開設者	・廃止届  添付書類：許可証等		
	<input type="checkbox"/>	個人開設の施術所 (あはき、柔整)の 開設者	・施術所廃止・休止・再開届		
	<input type="checkbox"/>	個人開設の 歯科技工所の 開設者	・歯科技工所休止・廃止届		
公害関係法令	<input type="checkbox"/>	亡くなったかたが 個人事業主で、事業を 引き継ぐ場合および 廃業手続きを行う場合 (対象事業例：印刷業、 クリーニング業、畜産業等)	・公害関係法令の届出	・担当課にお問い合わせください。	環境保全課 調査指導担当 (3階) ☎ 018-888-5711
図書館	<input type="checkbox"/>	図書館利用カードを お持ちのかた	・貸出し状況の確認 ・カードの廃止	・右記にお問い合わせください。	中央図書館明德館 ☎ 018-832-9220
マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード をお持ちのかた	・返納の手続きは不要です。諸手続きが終わりましたら、 裁断して破棄してください。	市民課 (1階) ☎ 018-888-5626	
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード をお持ちのかた			
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証を お持ちのかた			

## 経済的援助制度のご案内

	対象者	制度	内容	担当課
ひとり親家庭支援	<input type="checkbox"/> 原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育しているかた	児童扶養手当	・父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。個別の状況に応じてご案内します。 (P.10 児童扶養手当 参照)	子ども福祉課 給付・支援担当 (2階) ☎ 018-888-5690
	<input type="checkbox"/> 満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童がいるかた	ひとり親家庭等児童福祉医療費助成	・ひとり親家庭等に対する医療費の助成を受けることができます。個別の状況に応じてご案内します。 (P.10 福祉医療費受給者証 参照)	子ども福祉課 福祉医療担当 (2階) ☎ 018-888-5691
就学援助	<input type="checkbox"/> 市内小中学校に在学する児童生徒がいるかた	就学援助	・経済的な理由によりお子さんを市内小中学校へ就学させることがお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を市が援助する制度です。個別の状況に応じてご案内します。 (P.11 就学援助 参照)	教育委員会 学事課 (5階) ☎ 018-888-5806
災害遺児	<input type="checkbox"/> 災害遺児援護給付金	交通遺児入進学卒業祝金支給	・交通事故によって、父または母を失った児童に対して、入進学ならびに卒業祝金をお渡しします。	子ども福祉課 給付・支援担当 (2階) ☎ 018-888-5689
生活支援	<input type="checkbox"/> 経済的な事情で生活にお困りのかた	生活困窮者自立支援制度	・相談支援員が悩みごとをお聞きし、抱えている課題の解決に向けた助言をします。	福祉総務課 生活支援担当 (1階) ☎ 018-888-5659

## 市民相談センターの無料相談

秋田市では、みなさまが抱えるさまざまな悩みを解決するため、専門家による無料相談を行っております。秋田市に住民登録があるかたであれば、どなたでもご利用できますので、お気軽にご相談ください。

### ●専門相談は予約制です。

**予約電話番号 ☎018-888-5646 (市民相談センター 相談担当)**

相談の種類	相談の内容・専門家	相談日・相談時間
市民相談	職員が各種相談窓口を紹介します。	平日 午前8時30分～午後5時15分
法律相談 (予約制)	金銭、借家、借地、契約、離婚、遺言・相続、交通事故、労災事故、損害賠償等の相談に弁護士が応じます。	第1・2・3・4木曜日 午前9時～正午 偶数月の第1木曜日は、 午後1時30分～午後4時30分 もあり
司法書士相談 (予約制)	登記、相続、借金、成年後見制度等の相談に司法書士が応じます。	第2・4火曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時
各種年金・ 社会保険等相談 (予約制)	各種年金、健康保険、雇用保険、労働・労務等の相談に社会保険労務士が応じます。	第2金曜日 午後1時～午後4時
公証人・遺言相談 (予約制)	遺言や任意後見契約等の公正証書の作成、相談に公証人が応じます。	第3火曜日 午前9時～正午
税務相談 (予約制)	贈与税、相続税、所得税等、税務全般の相談に税理士が応じます。	第3火曜日(8月・3月を除く) 午後1時～午後4時
行政書士相談 (予約制)	遺産分割協議書、遺言書、内容証明等の文案や許認可申請、外国人の在留資格申請の相談に行政書士が応じます。	第1金曜日 午後1時～午後4時
行政相談 (予約不要)	国の制度や手続き等、行政活動全般に対する苦情や要望等に行政相談委員が応じます。	第2水曜日 午後1時～午後4時
人権・困りごと相談 (予約不要)	いじめ、プライバシー、LGBTQによる差別問題等の相談に人権擁護委員が応じます。	第2木曜日 午後1時～午後4時
市民安全相談 (予約制)	DV、虐待、ストーカー等の相談に警察OBが応じます。	お問い合わせください。

# 市役所以外の主な手続き

対象		主な手続き	必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	全国健康保険協会 (協会けんぽ)の 被保険者	・埋葬料支給申請	・右記にお問い合わせください。	全国健康保険協会 秋田支部 ☎ 018-883-1800
<input type="checkbox"/>	厚生年金	・死亡の届出 ・未支給年金請求の届 出等	・右記にお問い合わせください。	秋田年金事務所 ☎ 018-865-2392 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
<input type="checkbox"/>	企業年金	・死亡の届出 ・未支給年金請求の届 出等	・右記にお問い合わせください。	各企業年金基金等 または企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666
<input type="checkbox"/>	恩給	・死亡の届出 ・未支給金請求の届出 等	・右記にお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	国債 (戦没者遺族に対す る特別弔慰金)	・記名変更 ・償還金受領	・国債(または証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書 類等 ・記名者と相続人の関係が証明でき る戸籍書類等 ・印鑑等 ・右記にお問い合わせください。	償還金支払場所または 証券保管証書に 記載の郵便局
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済 制度	・死亡の届出 ・年金給付請求 ・弔慰金請求等	・右記にお問い合わせください。	秋田県健康福祉部 障害福祉課 ☎ 018-860-1331
<input type="checkbox"/>	軽四輪および二輪 (125cc 超)	・名義変更、廃車	・右記にお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使 用者)に課税されます。名義変更、 廃車等は早めの手続きをお願いし ます。	【軽四輪】 軽自動車検査協会 秋田事務所 ☎ 050-3816-1834
				【二輪】 秋田運輸支局 ☎ 050-5540-2012
<input type="checkbox"/>	普通自動車	・税金(自動車税)	・右記にお問い合わせください。	秋田県総合県税事務所 課税第4課 ☎ 018-860-3339
		・名義変更、廃車	・右記にお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使 用者)に課税されます。名義変更、 廃車等は早めの手続きをお願いし ます。	秋田運輸支局 ☎ 050-5540-2012
<input type="checkbox"/>	国税 (相続税、所得税等)	・申告手続き	・右記にお問い合わせください。	秋田北税務署 ☎ 018-845-1161 秋田南税務署 ☎ 018-832-4121
<input type="checkbox"/>	遺言書	・検認、開封	・遺言書の保管者または相続人は、 遅滞なく遺言書を封印のまま家 庭裁判所に提出する必要があります。 申立て先は、被相続人の住 所地の家庭裁判所です。	秋田家庭裁判所 ☎ 018-824-3121
<input type="checkbox"/>	相続放棄	・相続放棄の申述	・相続放棄は、相続を知った日から 3か月以内に、被相続人の住所 地の家庭裁判所へ申し述べる必要 があります。	

市役所以外の手続き

対象		主な手続き	必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	不動産登記	・土地、家屋等の 相続登記	・右記にお問い合わせください。	秋田地方法務局 登記部門 ☎ 018-862-1174
<input type="checkbox"/>	県営住宅	・入居承継 ・退居	・右記にお問い合わせください。	秋田県建築住宅センター ☎ 018-836-7850
<input type="checkbox"/>	運転免許証	・返納手続き	・右記にお問い合わせください。	秋田県運転免許センター ☎ 018-824-3738
<input type="checkbox"/>	パスポート	・返納手続き	・右記にお問い合わせください。	秋田県県民生活課 ☎ 018-860-1112
<input type="checkbox"/>	NHK 受信料	・名義変更、解約	・右記にお問い合わせください。	NHK ふれあいセンター ☎ 0120-151515
<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	・口座凍結の解除手続き	・亡くなられたかたの出生から死亡 までの戸籍全部事項証明書等 ・相続人の戸籍全部事項証明書等 ・相続人の印鑑登録証明書等  ※金融機関・取引状況等によって必 要書類は異なります。	各金融機関等
<input type="checkbox"/>	生命保険等	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍全部事項証明書等 ・死亡診断書等  ※保険会社・契約内容等によって必 要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社または 代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険等	・名義変更、解約等	・亡くなられたかたの死亡の記載が ある戸籍全部事項証明書等 ・相続人との関係がわかる戸籍全部 事項証明書等  ※保険会社・契約内容等によって 必要書類は異なります。	加入していた 損害保険会社または 代理店
<input type="checkbox"/>	株式等	・名義変更等	・亡くなられたかたの出生から死亡 までの戸籍全部事項証明書等 ・相続人の戸籍全部事項証明書等 ・相続人の印鑑登録証明書等  ※証券会社等によって必要書類は 異なります。	証券会社等
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT 東日本)	・契約継承、解約	※NTT 東日本の場合 ・契約者の死亡が記載されている 戸籍全部事項証明書の写し ・契約者と相続人の関係がわかる 戸籍全部事項証明書の写し 右記にお問い合わせください。	NTT 東日本の固定電話 からは ☎ 116  それ以外の電話からは ☎ 0120-116-000
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT 東日本以外)	・名義変更、解約	・各契約会社にお問い合わせくだ さい。	各契約会社  東北電力 ☎ 0120-066-774 東部ガス ☎ 018-832-6595
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金等	・名義変更、解約		
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	・解約		
<input type="checkbox"/>	携帯電話、インター ネット、ケーブルテ レビ、新聞	・名義変更、解約		

市役所以外の手続き

## 市役所以外の主な手続き

### 亡くなられたかたが会社員だった場合

亡くなられたかたが働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなられたかたが働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等(身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>必要なもの</b></p> <p>年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)、亡くなられたかたの年金証書、死亡診断書のコピー、請求するかたの戸籍謄本、マイナンバーカード(ない場合は請求するかたの所得証明書、世帯全員の住民票)、振込先の通帳</p> <p><b>手続先</b></p> <p>お近くの年金事務所</p> <p><b>その他</b></p> <p>遺族厚生年金の受給権者で、満18歳に達する日以降の3月31日までの間の子がいる配偶者もしくはその子は、国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなられたかたが個人事業主だった場合

亡くなられたかたが個人事業主であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所等の開設・ 移転・廃止届書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3月15日まで	

# その他の相続に関する手続き

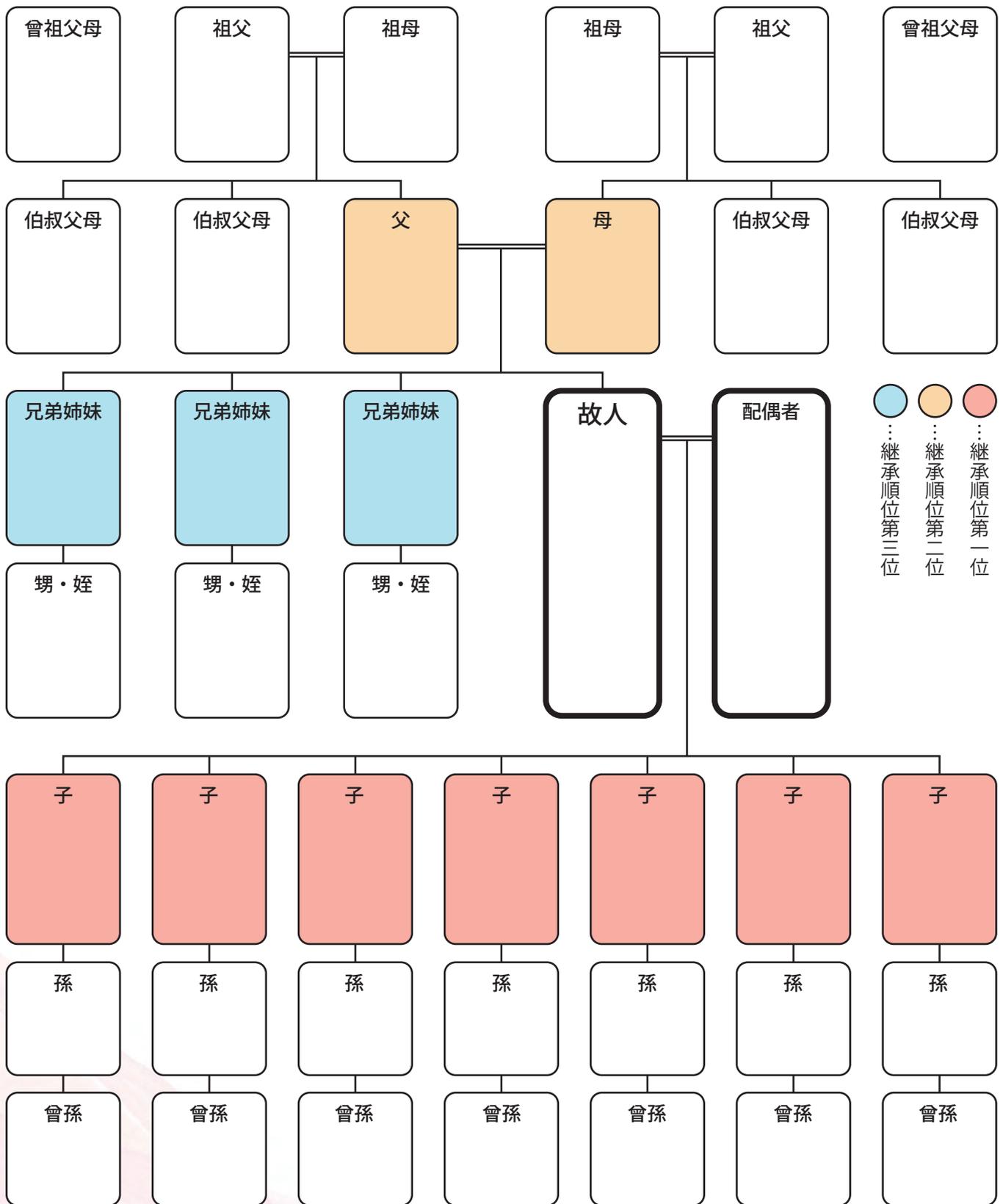
## 主な相続手続き

相続開始	被相続人の死亡（相続開始）
7日以内	死亡届の提出（7日以内）
3ヶ月以内	世帯主変更の手続
	国民健康保険等・年金の手続
	公共料金等の手続
	遺言の有無の確認
	相続人の確定
	相続財産・債務の調査
	相続放棄・限定承認の申述（3ヶ月以内）
4ヶ月以内	所得税の準確定申告（4ヶ月以内）
10ヶ月以内	相続財産・債務の確定・評価・鑑定
	遺産分割協議
	相続税の延納・物納の申請（10ヶ月以内）
	相続税の申告・納付（10ヶ月以内）
1年以内	遺留分減殺請求（1年以内）
3年以内	相続登記の申請（3年以内）

## 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、亡くなられたかたの出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から各事業者に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議(協議書の作成)		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

ご遺族メモ／家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

ご遺族メモ／個人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

## 相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられたかたから相続や遺贈によって取得した財産および相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務等の金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が**遺産に係る基礎控除額**を超える場合に、その超える部分（課税遺産総額）に対して課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得されたかたは、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたいかたは、次の相談窓口等をご利用ください。

### 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容等、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

### 電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

### 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。

税理士等をお探しのかたは、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>) で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

### — 税務署の電話番号 —

税務署	所在地	電話番号
秋田北	〒011-8577 秋田市土崎港中央6丁目9番13号	018-845-1161 自動音声でご案内します
秋田南	〒010-8622 秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121 自動音声でご案内します

亡くなられたかたに関する諸手続きのため、戸籍証明が必要な場合は、本請求書に必要事項をご記入のうえ、当日お持ちください。

※戸籍証明の取得について、詳しいことはP.27をご覧ください

# 住民票・戸籍の交付請求書

(宛先) 秋田市長

※太線内を記入してください。

令和 年 月 日

請求者 (窓口に来た人)	住所	アパート名・部屋番号		
	フリガナ	電話	-	
	氏名	自署でない場合は押印	生年月日	大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

住民票関係	どなたの住民票が必要ですか？				
	住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ <input type="checkbox"/> 秋田市			
	フリガナ				
	氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ			
	何通必要ですか？		記載しますか？	ご関係は？	使いみち
	住民票 300円	<input type="checkbox"/> 世帯全員 <input type="checkbox"/> 世帯一部	<input type="checkbox"/> 世帯主名と続柄 <input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー) <input type="checkbox"/> 履歴 (住所・氏名・その他)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同じ世帯 <input type="checkbox"/> 委任状あり <input type="checkbox"/> その他 (詳しく記入)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 車の手続き <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他(詳しく記入)
	除票 300円 (除かれた住民票)		<input type="checkbox"/> 外国籍のかたの記載事項 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 在留区分(第30条の45区分) <input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間 <input type="checkbox"/> 在留カード番号 <input type="checkbox"/> 氏名のカナ表記(併記名) <input type="checkbox"/> 通称の変更履歴	( )	( )
	記載事項証明書 300円 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部				
年金現況届 無料					

・マイナンバーカード等、本人確認ができるものを提示してください。  
 ・いつわり、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰せられます。  
 ・委任状が必要な場合があります。詳しくは職員に確認してください。

戸籍関係	どなたの戸籍が必要ですか？			
	本籍	秋田市		
	フリガナ			
	筆頭者	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ		
	フリガナ			
	氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ		
	何通必要ですか？		ご関係と使いみち	
	戸籍 450円	<input type="checkbox"/> 全部事項(謄本) <input type="checkbox"/> 個人事項(抄本)	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> その他 改製原戸籍 750円	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 親・子 <input type="checkbox"/> 祖父母・孫 <input type="checkbox"/> 委任状あり <input type="checkbox"/> その他(詳しく記入)
	除籍 750円	<input type="checkbox"/> 全部事項(謄本) <input type="checkbox"/> 個人事項(抄本)	<input type="checkbox"/> 出生から死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻から死亡	( )
	( )届 受理証明書	普通 350円 上質 1,400円	附票 300円 全部 通 一部 通	
身分証明書 300円		・記載しますか？ <input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地 ・いつの住所が必要ですか？ ( )		

本人確認  
 受付  
 作成  
 認証  
 除改  
 個人票式  
 住民票コード  
 個人番号

手数料	
住	円
戸	円
計	円
別紙	円
合計	円

法人等の使者は以下を記入してください。

住所	氏名	関係
----	----	----

×きりとり×

## 戸籍証明の取得に関する注意事項

- ① 戸籍の証明については、死亡届が提出されてから戸籍に記載するまで日数を要することから、ご希望日までに発行できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 秋田市外に本籍がある場合は、広域交付用の請求書(28ページ)に記入して請求してください。申請するかたの写真付きの身分証明書が必要です。広域交付で戸籍証明書等を請求できるかたは、本人、配偶者、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属に限られます。代理人による請求はできません。
- ③ 証明書の請求にあたって、委任状が必要となる場合があります。

委任状が必要な人	
住民票	同一世帯に属していない人および利害関係人ではない人
戸籍全部(個人)事項証明書 除籍謄抄本 改製原戸籍謄抄本 戸籍附票	請求する戸籍に記載されていない人(配偶者を除く。) 直系(父母、祖父母、子、孫等)ではない人および 利害関係人ではない人
身分証明書	本人以外の人(未成年者の親権者を除く。)
受理証明書	戸籍届出人以外の人

- ※委任状は、委任者本人が記入してください。(30ページに記入例があります)
- ※受任者(代理人)は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

### 手続きに要する証明書等について

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等に問い合わせしてから来庁されると手続きが進みやすくなります。
- ※証明書の発行には所定の手数料がかかります。  
戸籍全部(個人)事項証明書 450円、除籍・改製原戸籍謄本 750円、  
住民票 300円、印鑑登録証明書 300円
- ※マイナンバーカードによるコンビニ交付では手数料が100円安くなります。  
亡くなられたかたの住民票(除票)、除籍・改製原戸籍謄本は窓口での交付のみとなります。
- ※証明書等は申し出により原本が返却される場合がありますので、提出先にご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑登録証明書等:市民課、各市民サービスセンター(北部、西部、南部、河辺、雄和)、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所  
(印鑑登録証明書の交付には、必ず「印鑑登録証」の提示が必要です。)

# 戸籍証明書等の請求書（広域交付用）

★秋田市外の戸籍を請求する場合は、こちらの請求書をお使いください。

※顔写真付きの身分証明書を提示してください。

※太枠の項目は必ず記入してください。

(宛先) 秋田市長

令和 年 月 日

請求者	住所		電話	-	-
	フリガナ 氏名	生年月日	大・昭・平・令	年	月 日
対象者	請求者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 親・子 <input type="checkbox"/> 祖父母・孫				
	本籍				
	フリガナ 筆頭者	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
必要な範囲	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍				
	<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの戸籍				
必要な証明の種類	<input type="checkbox"/> 戸籍証明書(450円)		<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号		
	通 (400円) 左と同時請求の場合は無料		通		
必要な証明の種類	<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍(750円)		<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍電子証明書提供用識別符号		
	通 (700円) 左と同時請求の場合は無料		通		
必要な証明の種類	<input type="checkbox"/> 除籍証明書(750円)		<input type="checkbox"/> 除籍電子証明書提供用識別符号		
	通 (700円) 左と同時請求の場合は無料		通		

・代理人による請求はできません。  
・いつわりその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けたときは、罰せられます。

受付
作成
認証

手数料	
戸	円
電	円
計	円
別紙	円
合計	円

本人確認  個・免・在・パ・その他 ( )

× きりとり ×



記入例

委任状

(宛先) 秋 田 市 長

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

委任者 (頼む人)	住 所	秋田市山王○丁目○-○
	フリガナ	アキタ タロウ
	氏 名	秋田 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>

日付は委任状を記入した日です。

委任者(証明書の請求を頼む人)の住所、氏名を記入し、押印してください。

私は下記の者を受任者と定め、下記事項について委任します。

記

受任者 (代理人)	住 所	秋田市○○○○××番地××
	フリガナ	アキタ ハナコ
	氏 名	秋田 花子

受任者(窓口で請求する代理人)の住所、氏名を記入してください。

委任事項	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票世帯全員の写し <span style="float: right;">2 通</span> <input type="checkbox"/> 住民票世帯一部の写し <span style="float: right;">通</span> <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本) <span style="float: right;">2 通</span> <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(抄本) <span style="float: right;">通</span> <input type="checkbox"/> 身分証明書 <span style="float: right;">通</span> <input type="checkbox"/> <span style="float: right;">通</span> の取得に関すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡した <u>秋田 二郎</u> の <u>出生</u> から <u>死亡</u> までの一連の戸籍 <span style="float: right;">1 通</span>
	<input type="checkbox"/> 転入届(秋田市外から秋田市への引越し) <input type="checkbox"/> 転居届(秋田市内の引越し) <input type="checkbox"/> 転出届(秋田市外への引越し) <input type="checkbox"/> の届出に関すること。

該当する証明書の□にレ点をし、通数を記入してください。  
委任者以外の人(代理人)の証明書が必要な場合は、だれのものかを記入してください。

亡くなられたかたの一連の戸籍(出生から死亡、婚姻から死亡等)が必要な場合に記入してください。

住所変更の場合は、該当する届出の□にレ点をしてください。

※委任状は、委任者本人が記入してください。  
 ※受任者(代理人)は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

# 委任状

(宛先) 秋 田 市 長

令和 年 月 日

委任者 (頼む人)	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	印

私は下記の者を受任者と定め、下記事項について委任します。

## 記

受任者 (代理人)	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

委任事項	<input type="checkbox"/> 住民票世帯全員の写し 通 <input type="checkbox"/> 住民票世帯一部の写し 通 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本) 通 <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(抄本) 通 <input type="checkbox"/> 身分証明書 通 <input type="checkbox"/> 通 の取得に関すること。
	<input type="checkbox"/> 死亡した_____の _____から_____までの 一連の戸籍 _____通
	<input type="checkbox"/> 転入届(秋田市外から秋田市への引越し) <input type="checkbox"/> 転居届(秋田市内の引越し) <input type="checkbox"/> 転出届(秋田市外への引越し) <input type="checkbox"/> の届出に関すること。

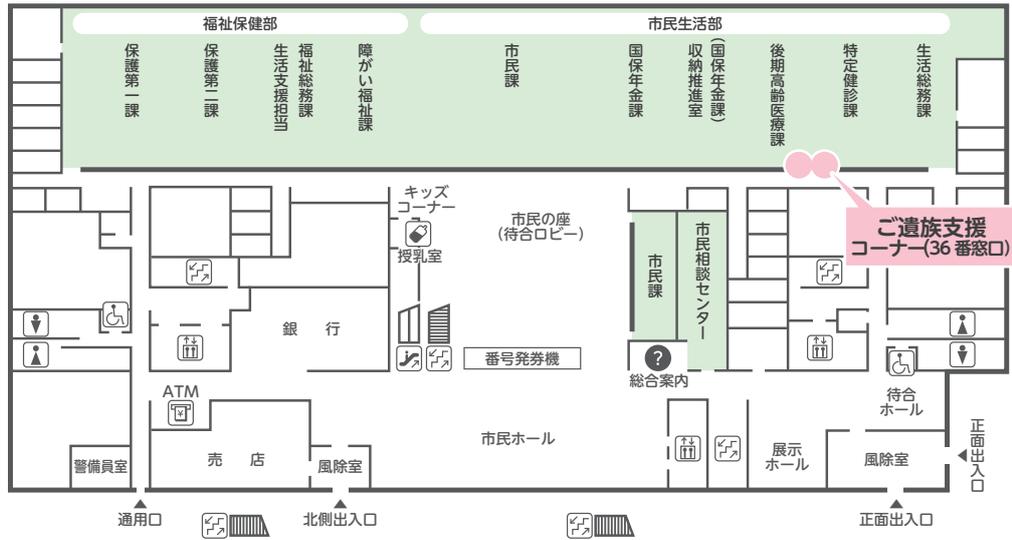
×きりとり×

MEMO

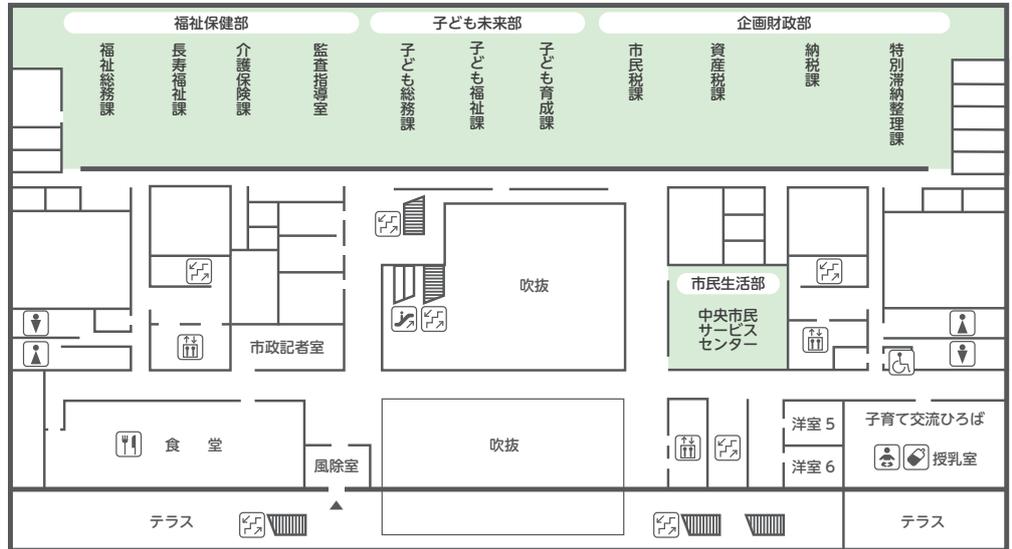
A large rectangular area with horizontal dashed lines, intended for writing a memo.

# 秋田市役所庁舎配置図 (1～3階)

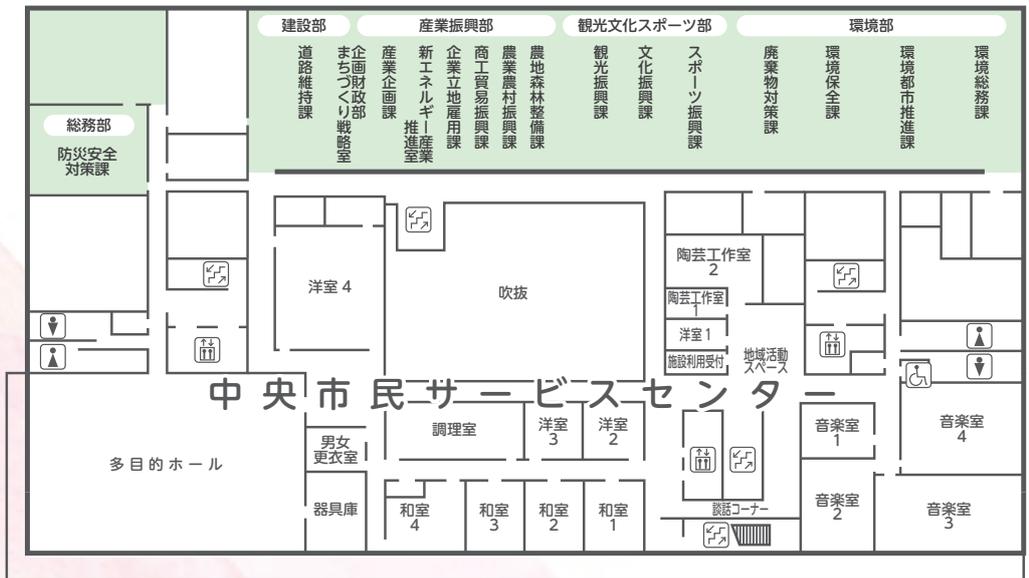
1F



2F

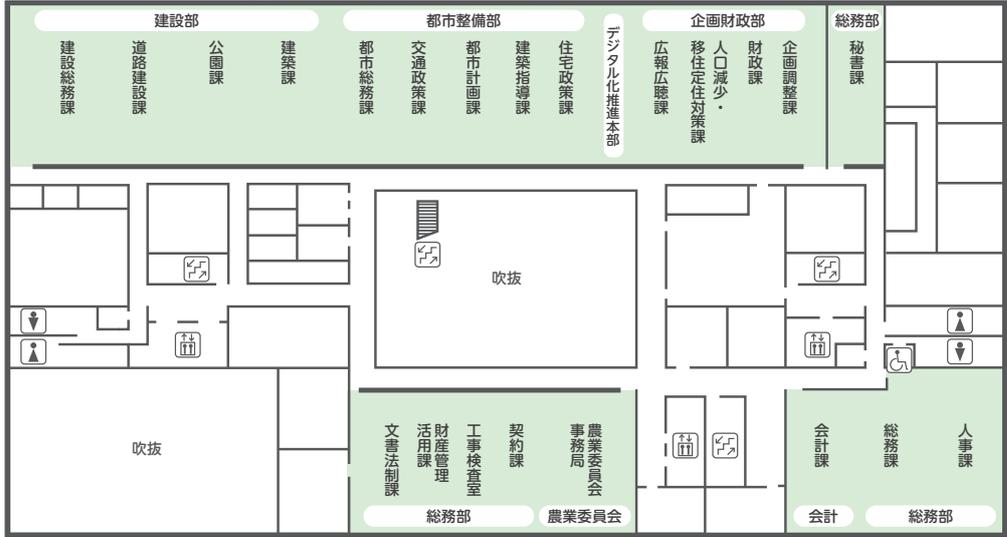


3F

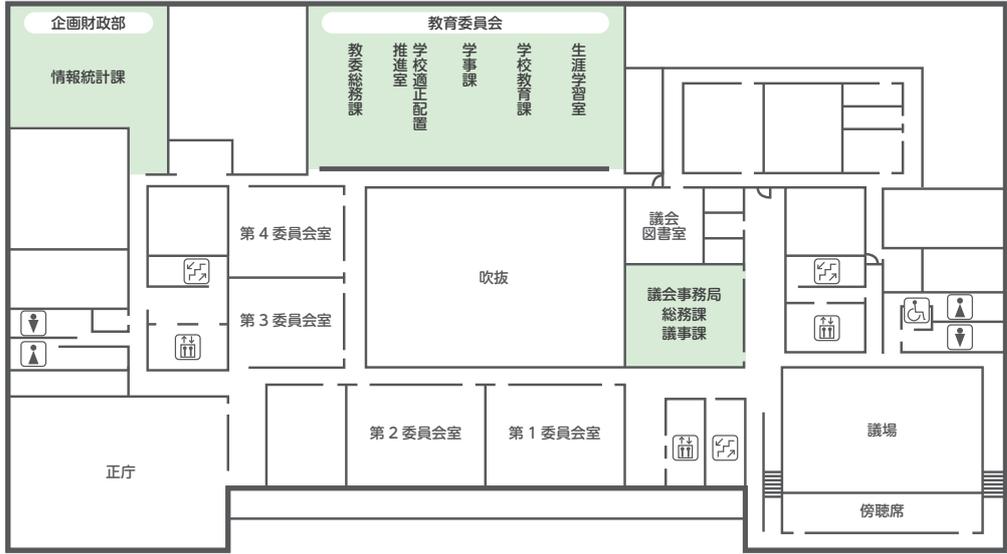


# 秋田市役所庁舎配置図 (4～6階)

4F



5F



6F





MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

年間相談実績 600人(R5) 業務実績がお応えします

# 秋田駅東口直結

不動産・預金・株式等の調査、名義変更、分配  
銀行・証券会社での相続手続（全国対応、通帳不要）の代理  
相続・遺言・成年後見・相続放棄・生前贈与  
に関するご相談は無料です。



相続登記は  
すべておまかせ  
総額95,000円から

手続報酬ではありません。  
印紙・税・実費込の総額  
です。  
※免税措置により、上記より  
下がることもあります。



平日 9:00  
~ 20:00

予約できます。  
(平日 18:00 以降及び  
土曜日は予約が必要です)



成年（任意）  
後見（監督）人  
として65名受任

相続手続において  
成年後見申立が必要な  
場合があります。  
経験豊富な司法書士が  
迅速に対処します。

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ 018-893-4040

※お気軽にお問い合わせください。

ホームページは  
こちら



司法書士  
さが司法事務所

秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ3階  
E-mail: [contact@saga-shihou.com](mailto:contact@saga-shihou.com)  
<https://www.saga-shihou.com/>



司法書士・民事信託士・  
産業カウンセラー  
嵯峨 直司

# 「相続不動産」 ご相談ください。

当社へ売却の査定を  
ご依頼いただいた方へ **QUO**  
**カード 2,000円分プレゼント**



相談・査定

リフォーム

孤独死など

お片付けなど

空き家巡回管理サービスも承り中

基本料金:月額1,650円(税込)～

毎月一回巡回、写真撮影し報告書をEメールにてお送りいたします。

詳細はお問い合わせください。

**ENOTAKE**  
Real Estate

昭和41年創業／中通の不動産屋  
エノ タケ ショウ ジ  
有限会社 **榎竹商事**

〒010-0001 秋田市中通三丁目4番5号  
宅建免許番号/秋田県知事(11)第1098号  
メール/info@enotake.co.jp  
営業時間:10:00～17:00 休日・祝



**TEL.018-835-2928** <http://enotake.co.jp>

フェイス不動産は秋田市広面にある小さな不動産屋です。  
お客様ひとりひとりに合わせた**丁寧な対応**を心がけております。

不動産のご売却

不動産の賃貸

古家の解体\*

建物の修繕\*

室内残置物処理\*

建物内外の清掃工事\*

※専門業者と提携して行っております。

定休日でも可能な限り柔軟に対応致しますので事前にご相談ください。

**地元不動産業者**だからこその強みで**細かなフォロー**をお約束します。

女性スタッフも在籍しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ専用の公式ラインからもお問い合わせ頂けます

ff フェイス不動産

受付時間 9:00~17:30

☎018-874-7417

〒010-0041

秋田県秋田市広面字碓 81-1-101号

F A X : 018-874-7418

定休日：土曜日午後、日曜日、祝日

MAIL : face@olive.plala.or.jp

秋田県知事免許(4)第2067号

HPはこちら▼



LINEはこちら▼



想いと縁を旅に。  
あなたの“叶えたい”から創る、  
新しい旅行サービス

えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育てていきます。

例えば  
こんな旅



1周忌や3回忌に。  
大切な思い出の  
場所を巡る旅



子どもたちへ  
プレゼントする  
三世代旅行



自分へのご褒美に!  
一人旅行で  
自由な自己発見旅

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。

まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅

(一社)全国旅行業協会正会員  
東京都知事登録旅行業第2-8325号



0120-302-282

受付時間:9:00~18:00 HP:https://en-no-tabi.jp

えんの旅



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

司法書士は身近な法律専門家です

# 相続手続

にお困りの方は私にお任せください

成年後見のこと

家庭のこと

相続のこと

会社のこと

裁判のこと

土地・建物のこと

借金のこと

賃貸借のこと



代表司法書士 菊地 喜久雄



司法書士 吉澤 雅人

「少しでもあなたのお役に立ちたい」それが私達の願いです。

お気軽にご相談ください

## 菊地司法書士事務所

秋田市山王六丁目10番9号

☎ 018-823-9381

<http://www.kikuchi-shiho.jp/>



この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。  
広告主及び広告内容を秋田市が推奨するものではありません。  
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。



令和 6 年 7 月発行：秋田市市民生活部市民相談センター

TEL : 018-888-5646 FAX : 018-888-5647 E-mail : ro-ctcc@city.akita.lg.jp